

## サロン・ド・マルシェ出店募集要項

### 1 目的

この要項は、サロン・ド・マルシェ（以下「当会」という。）の趣旨に基づき、安全・安心で美味しい農・水・畜産物や、それを原料にして作った加工食品、そして、素材の持ち味を活かし、作者が心を込めて作成した手作りの品等、当会が出店許可する売店の設置について必要な事項を定める。

### 2 理念

《未来の子供たちに安心して暮らすことが出来る地球環境を遺します》  
皆で何が出来るかを考えて、『衣』『食』『住』のご提案を致します。

### 3 趣旨

- ①「効率」ばかりを追い求めるのではなく、地球環境に掛る負荷を極力減らし、自然との『共生』を考えます。
- ②むやみやたらに「殺菌」「除菌」するのではなく、『共に生きる』方法を見つけます。
- ③見た目の綺麗さではなく、物の本質を見極る『眼』を育てます。

### 4 売店設置場所及び期間

売店の設置場所については開催場所内とし、詳細な場所については当会が小間割りを決定する。出店規模は出店状況等を勘案し、必要に応じ調整する。設置期間については、原則として開催期間中とする。ただし、天候の悪化や開催を継続出来ない事由等が発生した場合は、設置期間を変更することが出来る。

### 5 開設時間

売店の開設時間は、開催場所により異なるので、場所毎で決められた時間を厳守して下さい。ただし、当会は、業務の実情に応じて開設時間を変更することが出来る。

### 6 販売品目等

売店における販売品目は、次に掲げる範囲のものとする。

- ① 農・水・畜産物はトレースがとれるもの。（仕入れる物も同じ）
- ② 加工食品は主原料のトレースがとれるもの。（仕入れる物も同じ）
- ③ クラフト関係は手作りのもの。（作者が分る様に）

④ 手作り工芸品。(作者が分る様に)

⑤ 当会が必要と認めたもの。

これらの商品は事前に当会が選定し、認めたものに限りします。

## 7 出店申請

出店希望者は、当会が定める期日までに、出店登録申請書に必要な許可証（製造販売許可証もしくは食品営業許可証が必要な品目を販売される場合は、その許可証）のコピーを添えて当会に提出するものとする。

## 8 出店条件

① 食品を扱う出店希望者は、次の事項を満たさなければならない。

ア 営業経験、実績が豊富で原則として実店舗を有し、1年以上の営業を継続し信頼がおけること。

イ 食品衛生関連法令等により、管轄の保健所（以下「保健所」という。）の許可を必要とする営業にあつては、当該許可を受ける事。また、販売する食品は、許可を受けた施設で製造されたものに限る。

ウ 関係法令に違反して過去1年間処分を受けていない事。

② 食品以外を扱う出店希望者は、当会が認める出店希望者である事。

## 9 出店者の審査及び選定

当会は、第6項により出店申請を行った者の中から、出店者として適当であると認めた者に対して出店を許可するものとする。

なお、次に該当する者の中から出店希望者がある場合は、その者の出店を優先するものとする。ただし、その場合においても第7項を満たすことを条件とする。

① 第5項に掲げる販売品目を取り扱う地元の生産者組織等。

② その他当会が認めた者。

## 10 保健所への報告

当会は、食品を販売する売店等を許可した時は、保健所に必要な計画書や申請書等を提出する。

食品を販売する出店者は、保健所の指導に従い、衛生管理に万全を期するものとする。

## 11 設置基準

売店等は、原則として1店舗当たり 6.75 m<sup>2</sup> (2.25m×3m テント) 以内とす

る。

ただし、出店状況等を勘案し、当会はこれを調整することが出来る。

- ① 販売許可が必要な食品を販売する売店。
  - ア 食品衛生関係法令等の基準に従い、陳列、保管が十分であり、かつ、容器包装等により汚染防止の措置がなされていること。
  - イ 廃棄物容器は、有蓋の耐水性素材のものを備え、常に清潔にしておく事。
  - ウ その他食品衛生関係法令に規定する施設基準に適合している事。
- ② その他の売店等  
取扱商品については、商品の内容が明瞭に識別できるよう、売店等の規模に応じて陳列設備等を設ける事。

## 12 出店料

- ① 出店者は売店等の設置及び撤去に要する経費相当額として、当会が定める額を出店料として負担するものとする。ただし、当会が特に認めた者はこの限りではない。
- ② 金額は開催場所の状況や商品の特性により、当会はその都度変更することが出来る。
- ③ 出店者が出店許可を受けた後、自らの事情で出店を取り消した際は、当会は出店料を返還しない。また、売上分率で出店料を後から決める場合は、一律 10,000 円のキャンセル料を頂きます。(開催日の 1 週間前から)

## 13 出店者の管理責任

売店等における販売品目及び売店備品の管理については、出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、当会は一切その責任を負わないものとする。

## 14 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ① 出店の権利を第三者に譲渡、転貸又は売店等の管理運営を委託する事。
- ② 商品を不当な価格で販売する事。
- ③ 呼び込み販売及び指定された場所以外での立ち売りをする事。
- ④ アルコール飲料、危険物を販売する事。ただし、当会が認めたものはこれを除く。
- ⑤ 出店申請して許可された品目以外の商品を販売する事。

- ⑥ 拡声器、音響機器類を使用する事。
- ⑦ 指定された目的や指定場所以外で火気を使用する事。
- ⑧ 危険物を持ち込む事。
- ⑨ 政治活動、宗教活動、それに類する勧誘活動をする事。
- ⑩ その他、開催に支障がある様な行為をする事。

## 15 売店等責任者

- ① 出店者は、売店業務を行う従業員の中から売店等責任者を定めて常駐させ、当会の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらせるものとする。
- ② 売店等責任者は、特に販売許可が必要な食品を取扱う売店にあつては、事前に保健所と十分協議し、販売等が衛生的に行われるよう努めなければならない。

## 16 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、運営に支障がないよう、当会の指示に従い、必ず定められた時間内で行う事。
- ② 服装は清潔なものを着用する事。
- ③ 接客にあたっては、好感を与えるよう親切、丁寧な応対を心掛ける事。
- ④ 販売等の装飾は、原則として販売品等を表示する看板を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しない事。
- ⑤ 販売品目は関係法令に定めるところにより適正な表示を行い、販売価格を表記する事。
- ⑥ 販売店及びその周辺等の清掃は、各出店者が責任を持って行い、その日に排出したゴミは各自で持ち帰り処分し、環境美化に努める事。
- ⑦ 食品衛生関係法令規定する管理運営基準を遵守する事。
- ⑧ 天候の悪化等の事情により、当会がやむを得ず危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従う事。その時の出店料は状況を鑑み、当会と出店者とで協議のうえ決める。
- ⑨ テントを張る場合は必ず風対策を行う。(20ℓ水容器2個を満水にし対角線上の脚に付けるか、各脚にペグを打ち込む等して下さい。)
- ⑩ 飲食を営業する出店者は、容器(トレー、パック、串等)を回収するゴミ箱を設置し、必ず各自で持ち帰って下さい。
- ⑪ 喫煙は指定の場所をお願い致します。売り場等での喫煙は禁止です。
- ⑫ 酒気を帯びての出店は厳禁です。

⑬ その他当会の指示に従う事。

17 事故等の処理

売店において事故等が発生した時は、売店等責任者は直ちに当会に連絡するとともに、関係機関の指示に従い、適切な処理をする事。

18 許可の取り消し

当会は、出店者が次の各号のいずれかに該当した時は、出店許可を取り消すことができる。

- ① 関係法令及びこの要項の規定に違反したとき。
- ② その他当会が不相当と認めた時。なお、この場合において出店者は当会に対して損害賠償を請求することは出来ない。

19 損害賠償

出店者（従業員も含む。）は、事故等の発生が出店者に起因する場合で、開催場所及び周辺施設、他の出店者や第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

20 原状回復

出店者は、マルシェ終了後、速やかに売店の設備、商品等を搬出整理し、現状に復し、担当者の検査を受けなければならない。

21 この要項に定めるもののほか、開催場所にあわせ、売店等の設置運営に関して必要な事項は別途定める。